

工事検査における指摘事項等について

平成30年度

平成30年度工事検査における受注者に対する主な指摘事項は、次のとおりです。
今後の施工管理等の参考にして下さい。

指 摘 事 例

1. 施工計画書関係

(1) 地盤改良工事の品質管理について

地盤改良工事の品質管理において、一軸圧縮試験による改良土の管理や、締固め度による路体・路床の管理がされていたが、それらの内容（具体的な管理の基準）について施工計画書に記載がされていなかった。工事目的物の品質に関わる重要な内容であり品質管理項目として施工計画書に記載すること。

(2) 下水道圧送管の品質管理について

下水道圧送管工事の施工条件書に水圧テストの規定（機械設備工事必携工事管理記録（本編）編著日本下水道事業団 配管設備水圧試験による）があるが、それとは異なる内容で施工計画書に記載があった。施工条件書をよく確認し施工計画書を作成すること。

(3) コンクリートの品質管理について

工事目的物の主たるものが鉄筋コンクリート構造物であるものについて、施工計画書にコンクリートの運搬、打ち込み等について記載がなかった。また、施工においてもその運搬、打ち込み、脱枠、養生の管理が不明確であった。仕様書等に則り施工計画書にコンクリートの品質管理等を記載し、現場管理を行うこと。

2. 施工体制関係

(1) 施工体制台帳について

- ①施工体制台帳は下請金額の総額にかかわらず、建設業者が公共工事を発注者から直接請け負う場合、作成することが義務付けられているため、作成し提出すること。
- ②下請工事の工期を延伸した場合、下請契約書の工期を変更したものを施工体制台帳に添付すること。

③施工体制台帳に下請契約の内訳書（工種及び金額の分かるもの）の写しを添付すること。

④下請負人がさらにその工事をその他建設業者に請け負わせた場合、元請けである業者に再下請負通知書を提出するようになっているが、再下請負通知書に添付する必要がある下請契約書の写しが添付されていなかった工事があつたため添付すること。

（2）施工体制について

①二次下請業者の建設業許可票が現場に掲示されていなかった。建設業法（法第40条）に従い建設工事を請け負った全ての建設業者は、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に建設業許可票を掲示すること。

②作業主任者の掲示について

労働安全衛生法 第14条（作業主任者）、労働安全衛生規則 第18条（作業主任者の氏名等の周知）、労働安全衛生法施行令 第6条（作業主任者の選任すべき作業）に従い、作業場の見やすい場所に作業主任者の掲示をすること。

③現場に掲げる標識等について

現場に掲げる標識は、建設業法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法等で掲示場所・標識寸法等が決められており、その基準で掲示を行うこと。

（3）コリンズの変更登録について

①工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者に変更が生じた場合、変更があった日から10日以内（土日・祝日を除く）に変更登録データを提出すること。

3. 工事材料関係

（1）材料保管について

材料を現場に仮置きする場合、材料に傷が付くのを防ぐため、木板等を敷き直接地面に置かないようにすること。また、保管状況の確認ができるように工事記録写真を撮影すること。

（2）加熱アスファルト混合物について

繰越した工事の場合、当初提出の加熱アスファルト混合物配合設計書の有効期限が切れるため、最新のを提出すること。

（3）工事材料使用承諾願について

当初提出の工事材料使用承諾願に変更が生じた場合は、適時、変更書類の提出を行うこと。

4. 施工関係

(1) 立会確認の手続きについて

立会確認の書類については、事前に提出すること。

(2) 提出書類の日付について

提出書類に日付が空欄のものが多く見受けられた。日付は、書類を証明するうえで重要であるので、必ず記入すること。

(3) プライムコートの施工について

アスファルト舗装において、プライムコートは路盤の防水性を高め、その上に施工されるアスファルト混合物とのなじみをよくするために施工されるが、その施工において塗りむらが多いものが写真で確認されたため、丁寧な施工を行うこと。

(4) 施工図の変更について

施工図を変更する場合には、監督職員との口頭による協議だけではなく、後日打合せ簿を取り交わすこと。

(5) コンクリートの供試体について

コンクリートの強度を確認するために供試体を作成し試験を行うが、その供試体がこの現場のものか分かるように名刺サイズの紙に工事名などを記入したものを入れるなど工夫すること。

(6) 撤去時の施工について

既設水路（コンクリートヒューム管）を撤去する際、一点吊りで施工した工事があった。事故防止のため、二点吊りで施工を行うこと。

(7) ダクティル鑄鉄管（GX形）の接合について

継手接合時、レバーホイストと管が接触すると管の表面塗装に傷がつくため、レバーホイストと管の間にゴムシート等（養生シート）を設置し施工すること。

(8) 提出書類について

局の発注仕様を十分理解していない状況で作成し、提出されたと思われる工事関係書類があった。監督職員に提出する書類は、発注仕様を十分理解した上で作成し、精査されたものを提出すること。

(9) 下請負人に対する引取検査について

下請の作業成果を確認し、引取に関することを書面で取り交わすこと。

(10) 建設業退職金共済制度について

受注者は下請業者に対しても、加入の有無と未加入の場合はその理由を明記し発注者へ提出すること。

(11) 排水処理について

工事で湧水等の排水を行う場合、ノッチタンク等を設けること。

(1 2) 水道管メータボックスの配置について

給水管の布設替えをメータまで行う場合、メータの取替えを考慮し、配置すること。

(1 3) 水道配水用ポリエチレン管布設について

水道配水用ポリエチレン管布設時、床付面に岩石等がでた場合、それを取り除き砂等で置替えを行うこと。

5. 工事記録写真関係

(1) 工事記録写真の撮影について

撮影する角度がつきすぎて数値が確認できないものがあつた。撮影するものに対して水平となる角度で撮影すること。

(2) 写真の精度について

全体が暗く何の作業をしている写真なのか確認しづらいものがあつた。十分な明るさを確保した状態で撮影すること。

6. 出来形管理関係

(1) 下水道圧送管布設工事の出来形管理について

下水道圧送管布設工事の中心線位置管理において、施工前の基準となる位置が不明確でその記録がなかつた。中心線位置を管理するときは、施工前の基準となる位置を記録すること。また、延長管理において規格値を超えた管理がなされているものがあつたため、施工前に管理する延長の確認を十分に行うこと。

(2) 防護ふたの施工管理基準について

小型マンホール・小口径汚水柵において、立上り部の上端（内ふたの上端）から計画地表面までの離れを 150 mm 確保すること。（規格値：+30 mm 以内）

7. 安全管理関係

(1) KY活動の記録について

KY活動は、当日の作業について潜在する危険を予知し、危険に対する対処方法や行動目標、安全作業に関する事項を作業前に確認する重要な活動であるため、実施した記録を残すこと。

(2) 保護具の着用について

既設コンクリートのはつり作業時にヘルメットは着用していたが、その他の保護具を着用せずに作業を行っていた。はつり等の作業時には作業量に関係なく

耳栓、防護手袋、防護マスク、保護眼鏡等の保護具を着用すること。

(3) 既設マンホール内での作業について

既設マンホール内での作業を行う場合、事前に酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行い、作業可能な環境であることを確認すること。

(4) 新規入場者教育について

工事に従事する全ての作業員に対して新規入場者教育を行わなければならないが、下請負人について記録から確認できないものがあった。工事に従事する全ての作業員に新規入場者教育を行いその記録を提出すること。

(5) 歩行者の安全管理について

安全管理の写真として、保安施設の設置状況が撮影されていたが、歩行者用通路が道路使用許可条件のとおり設置されていないものがあった。事故につながる恐れがあるため保安施設の設置を徹底すること。

(6) 現場の整理整頓について

工事で使用する道具が民家の壁に立てかけてある状況が見受けられた。トラブルの要因となる恐れがあるため、壁への立てかけ行為をなくすこと。

(7) 土留工について

掘削深が1.5mを超える箇所について土留の施工が確認できなかった。建設工事公衆災害防止対策要綱を再確認し施工を行うこと。

(8) 作業時の安全管理について

土留め支保工の腹起しや切梁の上に乗る作業を行わないこと。

8. 建設副産物関係

(1) 冷却排水処理の状況写真について

アスファルト・コンクリート切断時に出る冷却排水を集め、中間処理施設で処理している状況写真の作業車と切断時の作業車が一致しなかった。状況写真は、確実に実施している事を確認するためのものであるため、以後このような事がないようにすること。

(2) 産業廃棄物収集運搬に係る表示義務について

産業廃棄物の収集運搬車両には、産業廃棄物収集運搬車両である旨と事業者名、産業廃棄物収集運搬業許可番号（排出事業者が自分で運搬する場合は不要）を表示する義務があるが、工事写真の中でその確認ができなかった。産業廃棄物の運搬車両については、サイドからこの表示が見える写真と、後ろから車両ナンバーが確認できる写真を撮影すること。

(3) 舗装版冷却排水のPH測定について

舗装版切断時に回収した排水を現場から搬出する場合は、搬出ごとにPHを測定

し、結果を写真に記録すること。

(4) 産業廃棄物に関する届等について

産業廃棄物収集運搬を委託する際、産業廃棄物処理に関する届や産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し等を提出すること。

(5) 再生資源利用（促進）計画書及び実施書について

今年度より原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成することとなっており、工事完了後に工事完了登録証明書を提出すること。

(6) 産業廃棄物の運搬について

施工計画書に過積載防止対策が記載されていたが、産業廃棄物の運搬において、最大積載量を超える量が運搬されていた。過積載防止の取組みを作業員に徹底すること。

良 好 な 事 例

1. 安全管理関係

(1) 日々の安全管理について

①日常の安全管理について、計画作業に対し危険因子を挙げ、それに対する対応を朝礼等で指示し、実施の結果について反省し改善をおこなっていた。これを元請け・下請業者が日々繰り返すことにより創意工夫が生まれ、作業手順・方法・環境がより安全側に改善されていた。

②地下埋設物・架空線等の位置を試掘や立会等で確認し、現場に注意書きを貼り作業員にその位置を把握させ、注意して施工するようミーティング等で確認していた。また、その内容が記録されていた。地下埋設物・架空線の破損事故は公衆災害となる可能性があり、また、作業員が負傷する可能性もあるため非常に良い取り組みである。